

建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領に関するQ & A

令和2年4月

本Q & Aは、建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領に関して、その内容を補足するものとして、質疑が寄せられると考えられる代表的なものについて示したものです。

(第5条第1号関係)

Q1 廃棄物処理法施行令の一部改正前(平成13年2月1日施行)に設置された木くずの破碎施設は、第5条第1号の許可等を受けていると認められるか。

該当木くずの破碎施設が、第5条第1号の許可等を受けていると認められるためには、産業廃棄物処理施設使用届出書(写し)が必要です。

(第5条関係)

Q2 一般廃棄物の木くずや、木くずの混ざった混合廃棄物を取り扱う施設の場合、申請に係る書類にはそれらの内容を含める必要があるか。

一般廃棄物の木くず及び混合廃棄物の木くずも審査の対象となります。申請に係る書類(許可証関係や実績数量等)は、これらを含めてとりまとめてください。

(第5条関係)

Q3 詰替保管施設を指定施設として登録申請することができるか。

指定施設として登録申請できるのは再資源化施設のみとなっており、指定施設としての登録はできません。ただし、当該積替保管施設から全量が、同事業者の再資源化施設(指定施設に限る)に搬入される場合は、指定施設で受け入れるための中継施設として申請することができます。

(第5条第3号関係)

Q4 「塗料、接着剤又は薬品の付着等により再資源化が不可能なものを除き、登録を受けようとする者の再資源化施設の受入基準に基づき受け入れた建設発生木材等を再資源化しており、一定水準以上の再資源化率を有していること。」とあるが、どの程度の再資源化率を有している必要があるか。

当県では、建設リサイクル法の実施指針において、木くずの再資源化等率の目標を95%以上としています。よって、90%以上の再資源化を有していることを登録の要件としています。なお、再資源化率は、「建設発生木材等を適正処理した1年以上の実績」の数量中の{(「出荷数量の合計」－「単純焼却等の再資源化と認められない出荷数量」)÷「出荷数量の合計」}×100で算出します。

(第5条第4号関係)

- Q 5 「再生原材料の出荷先と産業廃棄物処理委託契約又は売買契約等を締結しており」とあるが、契約を締結していない出荷がある場合、申請は可能か。

原則として、出荷先になる事業者と「契約期間」と「契約(予定)数量等」が明記された契約書を締結していることが必要です。申請に係る1年間の実績の中で、契約のない出荷が全出荷量の10%以上ある場合は申請をお断りする場合があります。(試験的に出荷を行った場合などで、その伝票をすべて確認できる場合は除く)

(第5条第8号関係)

- Q 6 「建設発生木材等を適正処理した1年以上の実績を有していること」とあるが、実績は登録申請する再資源化施設以外のものでもよいか。

登録申請する再資源化施設において適正処理した実績でなければなりません。

(第5条第10号関係)

- Q 7 「建設発生木材等の受取場所は登録を受けようとする者の再資源化施設は、県内又は県境から10km以内にあること。」となっているが、詰替保管施設が県内にあり、搬出先である同事業者の再資源化施設が県境から10kmを超え離れている場合は登録できるのか。

搬出先である同事業者の再資源化施設も県内又は県境から10km以内にある必要があります。

(第6条第1項第5号関係)

- Q 8 「再生原材料の出荷先になる事業者との受入に係る契約書の写し及び出荷先になる事業者の事業内容を示す資料」で必要な資料は何か。

「契約期間」と「契約(予定)数量等」が明記された契約書の写し及び出荷先の事業者のパンフレットやHPを打ち出したもの等(リサイクルの内容が明記されているもの)が必要です。

(第6条第1項第9号関係)

- Q 9 「プラントを構成する機械類の明細」とは施設全体のものが必要か。

通常、建設発生木材等の処理に使用している機械類のみが対象となります。(能力や寸法等が確認できる仕様書、パンフレット等が必要です。)

(第6条第1項第10号関係)

- Q10 建設発生木材等の再資源化及び出荷実績は、いつからいつまでの期間のものが必要か。

申請をする月の前月又は前々月までの1年間の適正処理された実績が必要となります。
※前1年間の起算点となる月を、申請の前月からとするか、前々月とするかは事業者の判断で決めることができます。

(第6条第2項関係)

Q11 「登録」はどのような効果をもつか。

本登録は、本県が発注者の責務として、適切な処分業者に再資源化を委託するため、登録時業者リストを作成するためのものです。このため、法的な権利・利益を付与するものではなく、他の地方公共団体等が定める要綱等での登録を有利にするものではありません。